（前のページより続き）

〔訓　令〕

○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務一七）　二五〇

〔告　示〕

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の効力発生に関する件（外務三六四）　二五一

○エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針の一部を改正する告示（経済産業二三四）　二五二

○貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（経済産業・国土交通三）　二五六

○貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示（同四）　二五九

○旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準の一部を改正する告示（同五）　二六二

○貨客輸送連携省エネルギー計画の作成のための指針（国土交通一二九五）　二六五

○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領等の一部を改正する件（同一二九六）　二六八

○農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の一部を改正する件（環境一〇一）　二七二

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同一〇二）

本号で公布された法令のあらまし

◇人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（法務省）

人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二〇号）の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（国土交通省）

1　建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号の政令で定める建築物に、その前面道路に面する部分の長さが二五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するものを加えることとした。（第四条関係）

2　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二四号）（財務省）

1　平成三一年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、一、〇〇〇円の貨幣は五万枚、一万円の貨幣は一万枚とすることとするほか、明治一五〇年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を、五万一、〇〇〇枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣の販売価格を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては当該貨幣の価額一一万一、一一二円に消費税を加えた一二万円、一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては当該貨幣の価額八、七九七円に消費税を加えた九、五〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農薬取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二五号）（農林水産省）

農薬取締法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第五三号）の施行期日は平成三〇年一二月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三二年四月一日とすることとした。

◇農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三二六号）（農林水産省）

1　農薬取締法施行令について、次のように改正することとした。

㈠　再評価を受けようとする者が納付すべき手数料の額は、三五万円等とすることとした。（第一条関係）

㈡　水質汚濁性農薬から一部の薬剤を除外することとした。（第二条関係）

㈢　その他所要の改正を行うこととした。

2　関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第五三号）の施行の日（平成三〇年一二月一日）から施行することとした。ただし、一部の規定については、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二七号）（経済産業省）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三〇年一二月一日とすることとした。

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の政令で定める日を定める政令（政令第三二八号）（経済産業省）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の政令で定める日は、平成三二年四月一日とすることとした。

◇エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三二九号）（経済産業省）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部改正関係

1　エネルギー管理士免状に関する事務の委託について、指定試験機関への委託の方法等を定めることとした。（第八条関係）

2　認定管理統括貨客輸送事業者の認定基準である輸送能力の合計の定義及びその基準について定めることとした。（第一五条関係）

3　エネルギー管理講習等を受けようとする者が納める手数料について、新たに手数料を支払うべき者として規定された者の支払うべき手数料の額等について定めることとした。（第三一条関係）

4　経済産業大臣等が新たに行うこととなった事務のうち、地方支分部局の長へ委任する権限について定めることとした。（第三二条関係）

二　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正関係

1　認定管理統括荷主、管理関係荷主、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者が特定排出者となる要件を定めることとした。（第五条関係）

2　認定管理統括事業者、管理関係事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者について、法の規定の適用に係る所要の読替規定を整備することとした。（第八条関係）